



令和 7 年 1 0 月 2 日
午 後 1 時 1 5 分
第十管区海上保安本部

中国海洋調査船「向陽紅 22」について（第 5 報）

本日（令和 7 年 1 0 月 2 日）午前 7 時 5 6 分頃、当庁巡視船により、奄美大島の西約 2 0 9 海里（約 3 8 7 キロメートル）の我が国排他的経済水域において、中国海洋調査船「向陽紅 22」が、舷側からパイプ様のものを海中へ延ばしている状況を確認しました。

このため、当庁巡視船から当該調査船に対して、「我が国の同意を得ない海洋の科学的調査は認められない」旨の中止要求を無線により実施しました。

引き続き、巡視船による監視、中止要求を継続しています。

別添

